

介護保険第一号被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす場合は、申請により**介護保険料の減免**を受けることができます。

1. 保険料の**減免の対象**となる被保険者

- ①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者 ⇒ **通知した保険料を計算して算出した「対象保険料を全額免除」**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる第一号被保険者 ⇒ **通知した保険料を計算して算出した「対象保険料の一部を減額（減免）」**
*②に該当する場合の具体的な減免額の計算方法については、裏面をご覧ください。

2. 保険料が一部減額（減免）される具体的な要件

（世帯の主たる生計維持者について）

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、令和3年中に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

3. 減免の対象となる保険料

令和4年度分の保険料

4. 申請方法

令和4年度分納入通知書をご確認の上、申請をお願いします。

（令和4年7月15日（金）より市役所臼杵庁舎税務課9番窓口にて受付をします。）

*申請に必要な書類：申請書、前年と本年の収入の推移が分かる書類（給与明細、事業の収支内訳等）、身分証明、通帳等

詳しくはHP又は税務課市税グループまでお問合せください。

郵送による申請も受け付けますので、電話にてご相談ください。

ご不明な点がございましたら下記にお問い合わせ下さい。

臼杵市役所 税務課市税グループ 電話：0972-63-1111（内4004）

臼杵市ホームページ HP: <https://www.city.usuki.oita.jp>

*ホームページにも関連情報を掲載しております。